# 企業でのOSS活用とOSSライセンス

オープンソースソフトウェア(以下、OSS)の普及が進み、さまざまな案件でOSSと関わる機会が増えてきています。 しかしながら、OSSのライセンスをきちんと理解しないまま利用すると重大なライセンス違反を招き、後に問題にな る可能性があります。OSSを利用する前に改めてライセンスについて理解を深めるとともに、それを踏まえて企業で OSSを活用する際のポイントを解説します。加えて、OSS同様に近年注目が高まっているオープンデータに関する動 きについても紹介します。

# ▶ 1. OSSライセンスを理解することがなぜ重要か

今や、業界・業種を問わず、さまざまなITシステム でOSSが活用されています。Linux OSなどの基本ソフ トウェアからデータベース、アプリケーションといった 幅広い分野でOSSが存在しています。レッドハットの 最新の調査「State of Enterprise Open Source」 に よると、95%の企業が「オープンソースはソフトウェア 戦略上で重要なものになっている」と回答しています[1]。 OSSの利用が広がり、OSSを全く使わないシステムは 考えられないと言っても過言ではないでしょう。そして オープンなソースコードが充実してきたことにより、ビ ジネスでのOSS活用は今後いっそう増えていくと予想 されます。

しかしながら、これらのOSSを間違った使い方で活 用してしまうと、予期せぬライセンス違反による起訴な どの重大なトラブルに発展してしまうケースもあります。 本来であれば外部に公開したくない自社で開発したソフ トウェアのソースコードを公開しなければならなくなっ た、ライセンス違反でFree Software Foundation(以 下、FSF) に起訴されたなど、多くの望ましくない事例 が実際に起きています。特に多くのメンバー、社員や外 部パートナー、協力企業などで製品やサービスを開発し 提供している場合、どこでどのようなオープンソースが 使われているかをきちんと理解し、製品に関わるメンバー、

および外部パートナー企業も含めて徹底することが重要 になります。

また、企業が提供するサービスにおけるOSS利用に ついて以前は特に制限がありませんでしたが、企業が OSSを活用するだけでオープンソースの発展にあまり 寄与していないことに対してオープンソース・コミュニ ティーから不満が上がり、OSSの開発元が商用利用を 制限するライセンスに変更するといったことも出てきて います[2]。ライセンス条件に則って使用していれば 大丈夫ではなく、企業の開発者がオープンソース・コ ミュニティーにどのように貢献できるかも考慮しながら OSSを発展させていくことが重要になります。

# **>> 2. OSSライセンスの許諾条件と** 代表的なOSSライセンス

OSSのライセンスを紹介する前に、いくつかの重要 な点について述べておきます。

#### 2-1. OSSの定義

OSSとは、ソースコードが無償で公開されており、誰 でも複製・配布・改良できるソフトウェアのことである とFSFが定義しています[3]。有名なOSSの例としては、 例えばWebサーバーとして使われているApache、デー タベースのMySQL、OSとしてはRed Hat Enterprise Linux(RHEL)、CentOS、Ubuntuなどがあります。

OSSの対義語は、プロプライエタリー・ソフトウェ アです。MicrosoftのWindowsやOfficeなどの市販ソ フトウェアがそれに当たります。ソースコードが公開さ れておらず、自由に複製、改良などはできません。

OSSとフリーソフトウェアを混同しているケースを 見かけますが、フリーソフトウェアは主にソースコード が公開されていないプロプライエタリー・ソフトウェアで、 かつ無償で提供されるソフトウェアのことを指します。

なお、OSSはすべて「無料(フリー)」というわけでは なく有料の場合もあります。多くの場合は技術サポート をつけて有料で提供しています。レッドハットのLinux OS「Red Hat Enterprise Linux」がその一例です。な おレッドハットは技術的サポートだけではなく、オープン ソース導入、開発での法的な保証も行っています。

## 2-2. OSSライセンスの許諾条件

ここではOSSライセンスの許諾条件について説明し ます。

#### ●著作権の表示

OSSを配布する際にはOSSに含まれていた著作権表 示などを残しておく必要があります。

## ●免責事項 (無保証)

OSSは利用や再配布、改変などがOSSライセンスに 従い自由に行われるため、ソフトウェアの動作やバグの 除去、そのソフトウェアを利用したことにより生じた損 害等についてはなんら責任を負わないと定められてい ます。

## ●コピーレフト

コピーレフト (copyleft) とは著作権 (コピーライト: copyright) に対する考え方です。著作権を保持したま まで二次的著作物(派生品)、組み合わせて使うソフト ウェアなども含め、すべてのものがそれらの利用、再配 布、改変を可能にするために作られています。コピーレ フトでは、そのソフトウェアを再配布する人は、ソフト ウェアを変更してもしなくても、それをコピーし変更を 加える自由を一緒に渡さなければならないということを 主張しています。コピーレフトによって、すべての利用 者が自由を持つことが保証されるといった考えから作ら

れました。

#### ●開示の義務

各ライセンスによってコピーレフトの考えをどこまで 適用するかが異なります。改変した場合にはどのような 改変を行ったか、ソースコードを提供しなければならな いか、派生品や一緒に組み合わせたソフトウェアに関し ての取り扱いはどうなるかなどです。次章で紹介する代 表的な各ライセンスにおけるこれらの対応については 表1を参照してください。

## 2-3. 代表的なOSSライセンス

ここでは代表的なOSSライセンスを紹介します。

## • GPL(General Public License)

GPLはフリーソフトウェアの普及を目的とするFSFの 理念に基づいたソフトウェア・ライセンスです。GNU プロジェクトで開発されたソフトウェア、およびその派 生品に使われ、派生物にも自由を保証させようとします。 従ってGPLのコードを含むソフトウェアはGPLで配布 しなければなりません。コピーレフト型ライセンスの代 表的存在です[4]。

GPL v3では、1991年にリリースされたv2であいま いだった特許に関する部分などを明確化しています。例 えば特許について、そのコードを利用した第三者を訴え る権利の放棄を要求しています。特許そのものを放棄す る必要はありませんが、公開したコードは自由に使うこ とが求められているため、その利用者に対して特許の 使用料などを請求できないことになっています。主な OSSとして、Linuxカーネルがあります。

## ●LGPL(GNU Lesser General Public License)

GPLライセンスの制約を緩めたものです。GPLでは GPLライセンスのソフトウェアと一緒に使われるソフ トウェアにもGPLライセンスであることが要求されます。 しかしLGPLでは、LGPLのライセンスであるプログラ ムを動的リンクなどで呼び出す場合、その呼び出す元の ソフトウェアに関してはLGPLであることは要求されま せん。従って、動的ライブラリー(Microsoft Windows オペレーティング・システムでは.dllファイルなど)がこ のライセンスを使用する例が多いです[5]。

## ●Apache ライセンス 2.0

Apacheソフトウェア財団 (ASF) によるソフトウェ ア向けライセンス規定です[6]。この団体は自分たちの 開発したソフトウェアを不特定多数の人たちに無償で提 供することを目的にライセンスが決められています。ソ フトウェア以外にもフォントやWordPressのテーマや プラグインなどにも使われています。

他のOSSライセンス同様、著作権表示と免責事項表 示の保持を求めていますが、Apacheライセンスで提供 されるOSSを改変して新たな派生品を作成した場合は、 その派生品に関しては異なるライセンス条件を適用する ことができます。しかし、修正箇所は特許の適用や商標 の利用に関しての説明や制限がかけられています。企業 にとってより使いやすいライセンスです。

#### ●MITライセンス

マサチューセッツ工科大学 (MIT) が開発したGUIシス テムであるX Window Systemに適用するためにこの MITライセンスを作成しました[7]。Apacheライセン ス同様、元のソフトウェアに修正を加えた派生品に関し てはコピーレフトの対象ではなく、ソース提供の義務は ありせん。変更箇所の明示も必要ありません。

表1は、代表的なOSSライセンスにおける許諾条件 を整理したものです。これらのOSSライセンスの中では、 Apache、MITライセンスがビジネス利用において制約 が比較的少ないOSSライセンスだと言えます。

なお、GitHubが2015年に発表した情報によると、 OSSライセンスの利用率のトップ5は、1位「MIT」

(44.69%)、2位「その他」(15.68%)、3位「GPL v2」 (12.96%)、4位「Apache」(11.19%)、5位「GPL v3」 (8.88%)となっています[8]。米国Blackduck社の調 査では、2018年時点、1位「MIT」(38%)、2位「GPL v2」(14%)、3位「Apache 2.0」(13%)、4位「ISC」 (10%)、5位「GPL v3」(6%)となっています[9]。

# 3. 企業でOSS活用に取り組むためには

## 3-1. 企業でのOSS活用のポイント

ここからは企業でOSSを活用する際に考慮すべき点 について紹介します。

## ①OSS利用ポリシーの策定

前章までに述べたライセンスOSSをどのように活用し ていくか、また著作権についてどのように扱うか (例えば 就業中の従業員が作成したOSSをどのように扱うか)な ど、OSS調達や利用のポリシーを決める必要があります。

## ②OSS利用ガイドラインの作成

ライセンス概要とポリシーだけでは開発現場での正し いOSS活用は徹底されません。それぞれの開発現場の 状況に即した具体的な詳細ガイドラインを作成する必要 があります。

## ③教育の実施

ポリシーやガイドラインが策定されても、従業員が理 解していなければ事故が起こります。OSSに関わる可 能性がある人全員を対象にトレーニングを実施するべき でしょう。例えば、全従業員向けに実施されるインテグ リティーなどの法的研修と同じように、OSSを利用す

表1. 代表的なOSSライセンスにおける許諾条件

	GPL	LGPL	Apache	MIT
著作権の表示	必須	必須	必須	必須
変更箇所の表示	必須	必須	必須	必須ではない
ライブラリーでの使用	必須でない	必須	必須でない	必須でない
ソースコードの開示	必須	必須	必須でない	必須でない
特許の利用	可	可	可	記述なし
派生品の扱い(他のライセンス)	禁止	可	可	可

る際は年1回のOSSガイドラインに関するトレーニン グ受講を必須条件にすることなどが考えられます。

## 4開発委託時の注意

大規模な開発では開発の一部を委託することがありま す。その際、委託先の企業がポリシー・ガイドラインに 沿っているかを確認する必要があります。

### ⑤ソフトウェアの検査

最近では、製品などにOSSを意図せず利用していな いか検証してくれるソフトウェアが出てきています。そ れらを使って検査しておくことも必要です。

上記の項目を達成するための体制の構築も必要となっ てきます。ポリシーやガイドラインの適用時に疑問があっ た場合の問い合わせ先も必要となってきます。関連会社 がそれらをきちんと理解するために、策定したポリシー やガイドラインを公開しておくことも有効です。

IBMでは、従業員向けに「Open Source@IBM」とい う内部向けサイトを作成し、OSS活用に関するポリシー やガイドライン、問い合わせ先が確認できるようにし ています。また、外部向けには同じくOpen Source@ IBMという名称のサイト[10]を公開し、IBMのOSS活 用に関するポリシーのほか、IBMのOSSに関する専門 家による知見、オープンソース・コミュニティーでの活 動やOSSを活用した社会貢献活動など、IBMのOSSに 対する取り組みを紹介しています。

# 3-2. 製品に組み込む場合などの注意事項

ポリシーやガイドラインなどを策定した後、成果物が出 来上がった際には、最終確認として以下のようなチェック 項目を設けておくとよいでしょう。なおプロジェクトによっ ては、OSSはメインで使っていなくてもなんらかの形で OSSが使われている可能性もあります。成果物としてプロ グラムのソースコードが入っている場合には確認が必要です。

- その製品、成果物に含まれているプログラムはすべて 自社製か。
- OSSや他社、他人のプログラムが含まれているかど うかツールで確認したか。
- 上記で「いいえ (OSSを使用している)」の場合、OSS 利用のためのライセンスは守っているか。
- コピーレフト型のOSSライセンスはプログラムのソー

スコードを開示しているか。

● コードの開示が必要ないライセンスでも変更箇所を 明示する必要がある場合がある。変更箇所を明示して いるか。

#### 3-3. 企業でのOSSへの貢献

近年、企業がオープンソース・コミュニティーになん らかの貢献をすることは、そのソフトウェアを改良する ためだけではなく、その企業が持つ技術力を世の中に周 知したり、OSSのようなエコシステムをサポートして いることの証明を目的として、従業員のオープンソース・ コミュニティーへの参加を推奨する企業が増えています。 ライセンス、特許、著作権などさまざまな考慮事項はあ りますが、それらを理解して貢献していくことが企業に とっても重要になるでしょう。

## 4. アップストリーム・ファースト

OSSの改良や機能追加に対する考え方として、"アッ プストリーム・ファースト"があります。企業で修正、 機能追加したソフトウェアを自社内だけで改良し続けて いくのではなく、コミュニティーと一緒に改良、そして 成長させていこうという考え方です。図1でその違いを 説明します。図1の上の図が元々コミュニティー版であっ たOSSをある時点で自社製品版として開発を進める場合、 下の図が自社の改良も一度コミュニティー版に追加して からコミュニティーの最新リリース版をベースに製品開 発を進めていくやり方です。

使えそうなOSSがあるが自社にとって足りない機能 などがあった場合、その部分だけを自社開発して進める のがスピーディーで競争力も発揮できそうですが、それ と同等、場合によってはそれ以上の改良がアップスト リーム版で起こる可能性は大いにあります。特にコミュ ニティーが活発なOSSではバージョンが1つ上がるご とに数千から数万行のコードが変更されます。自社製品 にそれを取り入れて追随していこうとするとかなりの作 業が必要となってきてしまいます。もし機能の追加は諦 めたとしても脆弱性などがあった場合にそれらを自社だ けで改良していくのは限界があります。

一方で、アップストリーム・ファーストの考えでは、

まずは自社の改良もコミュニティー版として開発還元す るということが基本になっています。その際、他のコ ミュニティーあるいは他者との調整などが必要になって きますが、コミュニティー版と自社製品の最終版の差 異は小さくなり、後々の変更を少なくすることができる ため、トータルでの作業コストを大幅に少なくすること ができます。またコミュニティー版に改良を加えること でより多くの人が恩恵を受けることになり、そのソフト ウェア自体の価値が上がり世の中での採用が進んでいく でしょう。またそれらを積極的に改良していった会社と いうことで、ユーザーおよびコミュニティーからの支 持も増えるでしょう。まさにコミュニティーとともに OSSを成長させていくという考え方です。OSSで成功 している会社はこのアップストリーム・ファーストを重 要視している傾向が強いです。

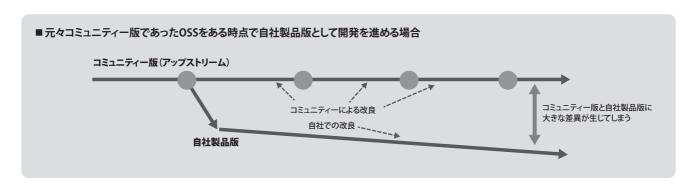
こうした理由により、今後は企業がアップストリーム・ ファーストを実施しコミュニティーと連動した開発を進 めていくことが、ユーザーに最大のメリットをもたらし OSSの健全な発展につながります。今後OSSに関わる 方はぜひコミュニティーへの貢献を意識して、OSSの 利用だけではなく発展を目指しましょう。

# **>>** 5. オープンデータの活用と動向

OSS活用と同様に、近年オープンデータ活用につい ての注目も高まっています。行政を中心に、より透明性 を高め国民、市民の行政との協働を推進するオープン・ ガバメントの流れから、公共データの活用促進、AI開 発や機械学習に使えるオープンデータへの関心が高まり つつあります。この流れを受けて各団体、企業によりオー プンなデータがより活用できるような取り組みがここ数 年盛んになりつつあります。最後にこの動きについて紹 介します。

# 5-1. Community Data License Agreement (CDLA)

OSSと同じように、データをオープンに共有・使用 するためのデータ・ライセンス・アグリーメントであ る「Community Data License Agreement (CDLA)」 が、2017年にThe Linux Foundationより発表されま した[11]。CDLAはThe Linux Foundationがホスト するプロジェクトにおいて共同開発され、OSSがソフ トウェアのプログラミングに改革をもたらしたように、 データに関しても同じような発展をもたらせないかとい



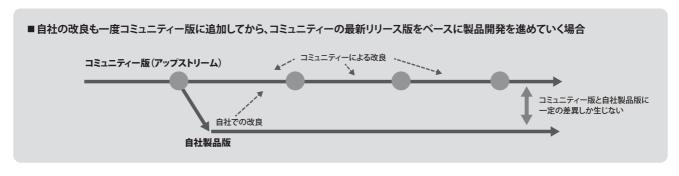


図1. アップストリーム・ファースト

う考えのもと策定されました。既存のオープンデータに 適用されているライセンスはビジネス利用での記述があ いまいだったため、そこを明確にするという目的もあり ました。2018年4月には、日本の貢献者グループによ る日本語参考訳が公開されています[12]。CDLAには、 CDLA-Sharing、CDLA-Permissiveの2つの種類があ ります。

## CDLA-Sharing

コピーレフトの概念をデータに応用するライセンスで、 ライセンスの下でデータの使用と改変ができます[13]。 データに加えた変更を共有する必要があります。OSS ライセンスのコピーレフトの考えを意識して作られた GPLライセンスに近い考え方です。

#### CDLA-Permissive

ライセンスの下で誰もがデータを使用、改変できます。 データに変更を加えた場合であっても共有する必要はあ りません。変更を加えたデータを公開する場合は、このラ イセンスならびにファイルを改変したことに対して明確 な表示を含める必要があります[14]。OSSライセンス のApache、MITライセンスに似た考えに基づいています。

## 5-2. IBM Data Asset eXchange(DAX)

機械学習用のオープンなデータセットを企業でも活 用できることを目標として、IBMは「IBM Data Asset eXchange (DAX)」を展開しています[15]。2020 年2月12日時点では27のオープンデータが公開され ており、ビジネスで活用できる基盤ができています。 DAXで公開されているデータにおいてもThe Linux FoundationのCDLAが多く採用されています。

## **6.** おわりに

オープンソース活用の動きが活発になり、そのコンセ プトがオープンデータへと波及し、新たなビジネスでの 活用へと広がっています。このようなオープンな活動に はライセンスへの理解と同様、これらの活動に関わって いるコミュニティーとの連携が重要になってきます。コ ミュニティーとともに、また自身もコミュニティーの一 員として貢献し、ITによるイノベーションを加速させて いきましょう。

#### [参考文献]

- [1] Red Hat: State of Enterprise Open Source, https://www.redhat. com/en/enterprise-open-source-report/2020
- [2] Redis、MongoDB、Kafkaらが相次いで商用サービスを制限するライセンス 変更。AWSなどクラウドベンダによる「オープンソースのいいとこ取り」に反発、 https://www.publickey1.jp/blog/19/redismongodbkafkaaws.html
- [3] The Free Software Definition, http://www.gnu.org/philosophy/ free-sw.en.html
- [4] GPL Lisence, https://www.gnu.org/licenses/gpl-3.0.en.html
- [5] LGPL Licence, https://www.gnu.org/licenses/lgpl-3.0.en.html
- [6] Apach Lisence, http://www.apache.org/licenses/
- [7] OSI MIT licence, https://opensource.org/licenses/MIT
- [8] Open source license usage on GitHub.com, https://github. blog/2015-03-09-open-source-license-usage-on-github-com/
- [9] Black Duck Software Composition Analysis, https://www.svnopsvs.com/software-integrity/security-testing/ software-composition-analysis.html
- [10] IBM: OpenSource@IBM, https://developer.ibm.com/open/
- [11] Community Data License Agreement, https://cdla.io/
- [12] The Linux Foundation: データの使用や公開に関する法的文書を貢 献者グループが日本語化, https://www.linuxfoundation.jp/pressrelease/2018/04/community-data-license-agreement-referencetranslations/
- [13] Community Data License Agreement Sharing, Version 1.0, https://cdla.io/sharing-1-0/
- [14] Community Data License Agreement Permissive, Version 1.0, https://cdla.io/permissive-1-0/
- [15] IBM: Data Asset eXchange, https://developer.ibm.com/exchanges/ data/



日本アイ・ビー・エム株式会社 デベロッパー・アドボカシー事業部 クライアント・デベロッパー・アドボケイト

小薗井 康志 Osonoi Yasushi

日本IBM入社後、利用体験と併せてクラウド技術をお客様に広めるクライアント・デベロッ パー・アドボケイトとしてとして活動中。また個人的には幅広くLinux Foundationな どのオープンソースソフトの業界活動に関わっている。日本初のLinuxカーネル開発者 会議であるカーネルサミットやLinuxCon、OSS summit、DrupalCamp DENなどの 主催に関わる。